

小田ダム「湖面利用に関するルール」について

小田ダムの湖面利用をする際には、下記項目のルールを守ってご利用頂きますようお願いいたします。

1. ダム湖面の利用は原則として自己責任による自由使用としています。

自由使用とは：どなたでも、他人の使用を妨げない限度において、いつでも自由に使用することができます。(例：散策、遊泳、水遊び、魚釣り等)ただし、自由使用は、使用者に何らかの権利が生ずるものではありません。

2. 湖面利用される際にはライフジャケットの着用をお願いします。

ダム湖には水深10m以上ある場所や急に水深が変化する場所がありますので、安全のためにライフジャケットの着用をお願いします。

3. 動力船の使用はご遠慮願います。

動力船等による油漏れ等の水質事故が発生した場合、環境や利水に重大な問題が発生しますので、動力船の湖面乗り入れは行わないで下さい。なお、事故処理に伴う損害賠償や事故処理費用等は、原因者(事故を起こした方)負担となりますので、ご注意下さい。

4. ダム管理施設には近づかないで下さい。

流木止め施設(網場)とダム堤体間の水面には入らないようにお願いします。また、流木止め施設等のダム管理施設に係留したり、投錨及び錨泊しないで下さい。

5. 悪天候(降雨・濃霧・波浪等)時には、ダム湖面を利用しないで下さい。

6. ダム湖、ダム湖周辺に、ゴミ等は捨てないで下さい。

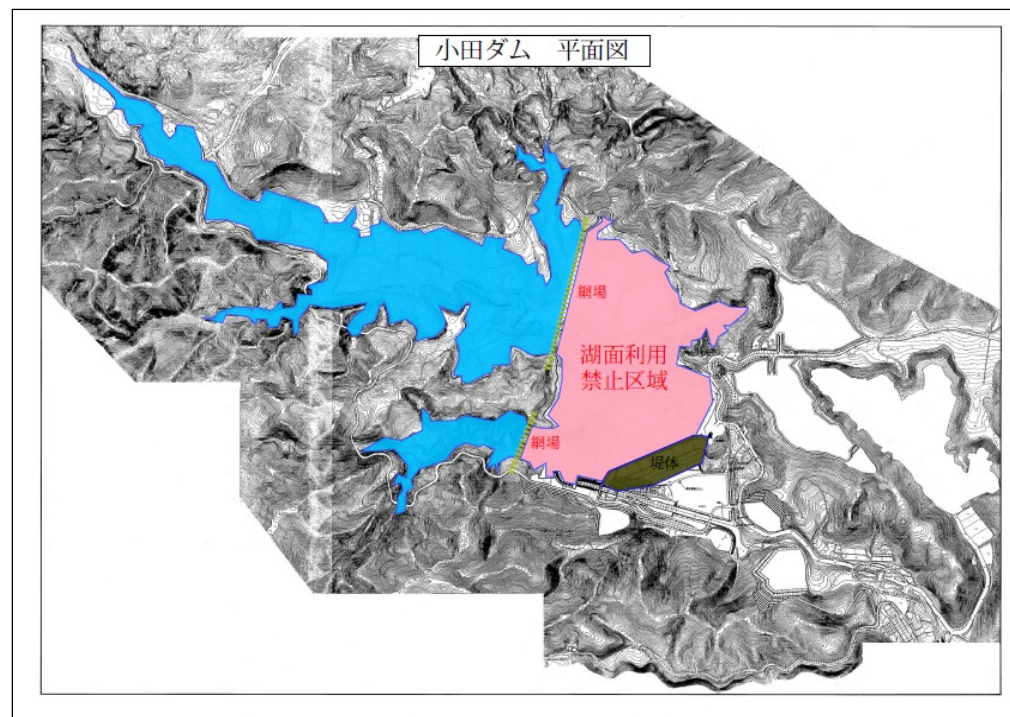
7. ダムの施設や湖面に異常(魚類の大量死、油類の流出等)があった場合は、速やかにダム管理事務所までご連絡下さい。

8. 外来生物(ブラックバス、ブルーギル、アレチウリ等)は法律により取扱が規制されておりますので注意して下さい。

宮城県内水面漁場管理委員会指示第1号によりブラックバス等を採捕した者は、これらを採捕した水域に放してはならないとなっております。

9. ダム管理事務所職員及び河川管理員の指示に従って下さい。

10. 車の駐車は所定の場所をお願いします。門扉の前や道路には駐車しないようお願いします。



※小田ダム湖は、動力(エンジン、モーター等)を搭載しないボート等の乗り入れは可能です。

お問い合わせ先

宮城県栗原地方ダム総合事務所

TEL:0228-56-2233